

2026 年 6 月 23 日

市会議員各位

環境局長 柏木 和馬

家庭ごみの指定袋に関する臨時的措置の期間延長について

2026 年 6 月 1 日（月曜）より、家庭ごみの指定袋が購入できない場合に限り、家庭ごみの指定袋以外の袋での排出を可能としていますが、未だ複数の地域で指定袋の品切れが認められる状況であるため、当初「2026 年 6 月 30 日（火曜）まで」としていた臨時的措置の期間を「2026 年 9 月 30 日（水曜）まで」延長することといたします。

1. 臨時的措置の期間

2026 年 6 月 1 日（月曜）から 9 月 30 日（水曜）まで【当初期間は 6 月 1 日から 30 日】

※期間終了後は、家庭ごみの指定袋のみの収集に戻ります。

期間に変更がある場合は、改めてお知らせします。

2. 臨時的措置の内容（変更なし）

①収集する袋

- ・ 15L から 45L の大きさで透明または半透明（袋越しに中身の文字等が見える程度）の袋

②収集しない袋

- ・ 中身が見えない袋（袋越しに中身の文字等が見えない袋）
- ・ 破れやすい袋
- ・ 水分が染み出る袋
- ・ 口を縛れない袋
- ・ 神戸市の事業系ごみ指定袋
- ・ 他自治体の指定袋

担 当：環境局業務課

TEL：078-595-6141 内線 955-3586